

令和4年度福岡県（耶馬日田英彦山国定公園第1・第2工区）

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県のニホンジカ（以下「シカ」という。）生息数は、平成26年度末推計で25,300頭と予測されており、全県で約11,300頭（令和2年度実績）の捕獲を行っている。これは、福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第5期）の捕獲目標数を達成しているものである。

英彦山及び犬ヶ岳地域は、その急峻な地形や古くから霊山として信仰の対象とされてきたことからシカの捕獲は進んでおらず、生息密度（上限値）は平均で24.8頭/km²、最も高い区域では、53.1頭/km²に達している。増えすぎたシカの採食圧により、多くの絶滅危惧種が個体数を減らし、絶滅の危険性が増大しているほか、県内では貴重なブナークマイザサ群落についてもブナの幼樹や下草を形成するクマイザサがシカの食害にあい減少、消失の危機にある。

英彦山及び犬ヶ岳地区の貴重な生態系を保全するためには、シカの個体数管理が重要であり、指定管理鳥獣捕獲等事業により、シカの捕獲を強化する必要がある。

2 対象鳥獣の種類

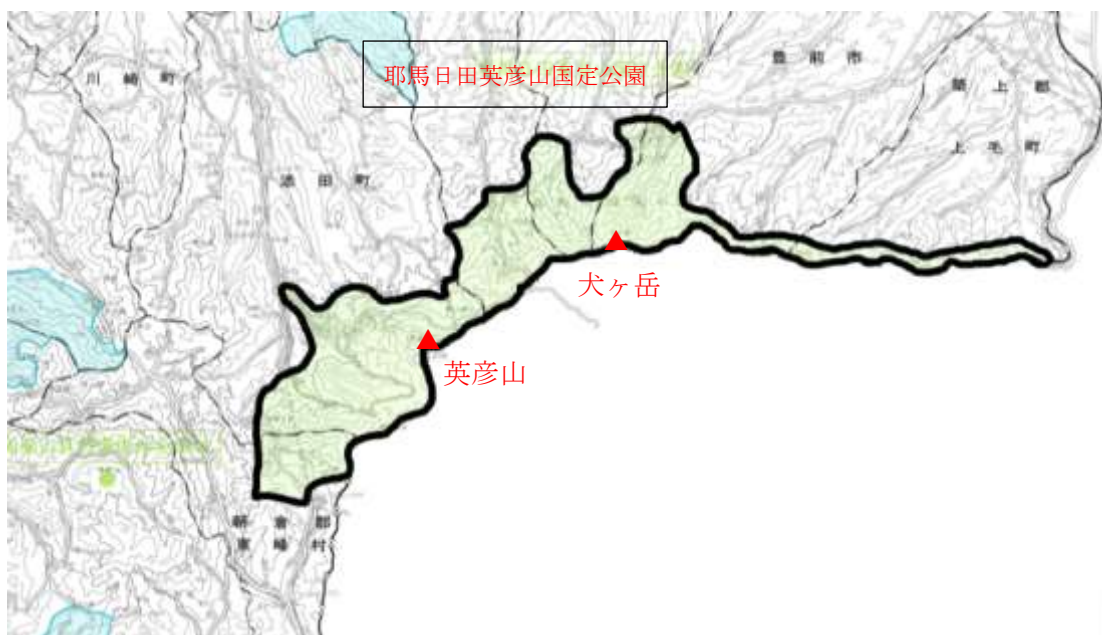
ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
第1工区及び第2工区	令和4年4月1日～令和5年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間）
	令和4年5月1日～令和5年2月20日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
第1工区	寒田林道、寒田林道 118支線、経読林 道、経読林道経読岳支 線、経読林道132支 線、第2豊築線、犀川 豊前線等	シカ食害による生態系被 害が増加しているが、急 峻な地形であることや、 霊山として信仰の対象と されてきたことから、こ れまで捕獲が進んでいな かったため。また、事前 調査の結果、獣道の多さ、 わなの設置作業効率、捕 獲個体の搬出のしやすさ 等の観点から選定した。	耶馬日田英彦山国定 公園 英彦山鳥獣保護区 求菩提山鳥獣保護区 英彦山国有林他
第2工区	第1工区の区域及び 上毛町を除く区域		



実施区域図（耶馬日田英彦山国定公園）



実施区域図（第1工区）

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
第1工区	50頭
第2工区	200頭
合計	250頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
第1工区	【わな猟（くくりわな）】 ※接近しての止めさしが危険な場合に限り、銃器による止めさしを行う。	くくりわな 5,000 基日
第2工区	【わな猟（くくりわな）】	くくりわな 8,000 基日

② 作業手順

【関係者との調整】

事業の実施にあたっては、鳥獣保護管理員、関係自治体及び地元の狩猟団体と調整を行い、緊急時の連絡体制を関係者間で共有する等、安全の確保に努める。

【捕獲等の実施】

認定鳥獣捕獲等事業者（以下、受託者）は、仕様書に基づき捕獲を実施する。

わなの設置、見回り、止めさしは2名以上を原則とし、わな設置期間中は毎日見回りを行う。

設置したわなには、所定の項目を記載した標識を、見える位置に設置する。

受託者は、わなを設置する範囲を事前に県に報告し、設置作業を実施するとともに、設置箇所についてはGPSにより座標を記録する。

捕獲に際しては、止めさし終了後、捕獲場所をGPSにより記録するとともに、捕獲個体の体長、体重等の記録を行う。また、捕獲場所、従事者数、捕獲数、目撃数、猟具の種類等、捕獲事業の評価に必要な事項を記録する。

【安全管理】

受託者は安全管理規定を順守し、捕獲従事者及び地域住民の安全確保・危険回避を徹底する。

作業開始時、終了時に打ち合わせを行い、作業工程、注意事項、捕獲従事者の体調等の確認を行う。

作業開始時、終了時は県に連絡する。

緊急時の連絡体制を構築し、事故が発生した場合又は住民からの苦情を受けた場合は、速やかに県に状況を報告する。

くくりわな、保定用具、電気止めさし器は、現地での使用前に点検し、動作確認を行う。

くくりわなでの捕獲時は双眼鏡等でくくった足やワイヤーの状況を確認してから対象に近づく。

止めさしに銃器を使用する場合は、十分に矢先とバックストップを確認したうえで行う。

電気止めさし器を使用する際は、感電を防ぐため、ゴム手袋とゴム長靴を着用する。

また、雨天時や地面が濡れている場合は、電気止めさし器の使用を控える。

【錯誤捕獲の対応】

捕獲作業中に、イノシシ、アライグマ、アナグマ等の錯誤捕獲が想定されるため、必要に応じて許可申請を行う。捕獲許可を受けていない鳥獣が錯誤捕獲された場合は、放獣を行う。

また、猟犬が捕獲された場合は、地元猟友会及び捕獲された地点の市町村に連絡する。

【捕獲個体の止めさし】

止めさしには電気止めさし器を用いる。ただし、降雨等の影響により安全が確保できない場合や、食肉処理施設に搬入する場合は、刃物による止めさしを行う。

また、接近しての止めさしが危険な場合に限り、銃器による止めさしを行う。

【捕獲個体の処分】

埋設処分及び事業実施区域周辺の食肉処理施設への提供又は自家消費での処分を基本とする。なお、埋設地に関しては、県及び市町村と協議の上、選定する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制**【実施主体】**

福岡県

【実施形態】

委託

【委託の範囲】

ア 指定管理鳥獣の捕獲

イ 生息状況及び被害状況の調査、捕獲情報等の整理・分析、事業の評価・検証

【想定される委託先】

ア 認定鳥獣捕獲等事業者

イ 環境関係コンサルタント

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項**(1) 住民の安全の確保のために必要な事項**

・事業実施区域に含まれる市町村に対し、事前に捕獲作業の実施時期、実施範囲、実施体制等について周知を徹底する。

・わな設置地点周辺に、注意喚起看板を設置する。

・事業実施区域内には、研修施設（青年の家）や運動場が含まれているため、事前に利用スケジュールを確認し、団体利用時は必要に応じ周辺のわなをロックする。

・事業実施区域内において、森林施業や草刈り等の作業が実施される予定を事前に市町村や関係機関に確認しておき、人身事故を未然に防ぐよう、わなの設置位置に配慮する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

・鳥獣保護区、国定公園特別保護地区等、指定区域における行為規制に従う。

・事業実施区域内の民有地の範囲を市町村等を確認し、わなの設置を要する場合は、地権者の許可を事前に得る。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、銃刀法等の関係法令を遵守する。

また、自然公園法に基づく、国定公園内における行為規制に従い、許可申請が必要な行為については事前に県に相談した上で、申請を行う。

・国有林野内で捕獲を実施する場合は、福岡森林管理署に、入林届（鳥獣の捕獲のための入林届）を提出する。

(2) 事業において配慮すべき事項

・事業実施区域は霊山としてしられ、信仰の対象となっていることから、止めさし、搬出等捕獲個体の処理は、参拝者や周辺住民と軋轢を起こさぬよう配慮する。

・事業の実施にあたっては、事業実施区域周辺で活動する狩猟団体等と調整し、わなの設置位置等の活動範囲を互いに把握しておくことで、地元狩猟者との軋轢や事故の防止に努める。特に九州一斉捕獲の実施期間においては、事業実施区域（県境域）における捕獲が想定されることから、一斉捕獲の実施者等と捕獲場所等について調整し、事故の防止に努める。